

学校法人鈴鹿医療科学大学内部統制システム整備の基本方針

学校法人鈴鹿医療科学大学（以下「学校法人」という。）は、令和6年12月13日、理事会において、理事の職務執行が法令及び寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、学校法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

- (1) 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
- (2) 法令及び寄附行為に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。
- (3) 寄附行為及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- (4) 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「学校法人鈴鹿医療科学大学文書取扱規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
- (5) 業務執行機関からの独立性を有する監査室を設置し、業務の適正及び効率性を確保するため、業務を執行する各部の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

- (1) リスク管理に関し、体制及び「学校法人鈴鹿医療科学大学リスク管理規程」を整備し、役割権限、リスクの評価方法、リスク対応方法等を明確にする。
- (2) 「学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報保護方針」及び「学校法人鈴鹿医療科学大学個人情報保護に関する諸規程」に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
- (3) 事業活動に関するリスクについては、法令及び学校法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
- (4) 学校法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
- (5) 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
- (6) 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

3. コンプライアンスに関する管理体制

- (1) 理事及び職員が法令並びに寄附行為及び学校法人の規程を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、「学校法人鈴鹿医療科学大学コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 学校法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。
- (3) 本法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速や

かな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

- (4) 監査室は、教職員等の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、「学校法人鈴鹿医療科学大学コンプライアンス規程」に従って、理事会において迅速に状況を把握するとともに、必要に応じて外部専門家とも協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

- (1) 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとする。
- (2) 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- (3) 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事に報告する。
- (5) 理事又は職員等は、不正の目的なく監事に報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。
- (6) 監事が職務の執行について学校法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- (7) 学校法人は以上の監査環境の整備について、「学校法人鈴鹿医療科学大学監事監査規程」に定めるものとし、同規定の改廃については監事と協議を行うものとする。

5. 本方針の改廃

本方針に改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。